

(別 紙)

アサリの産地偽装対策を求める意見書（案）

本年1月、外国産のアサリが「熊本県産」として大量に出回っているとの報道があり、農林水産省が2月に公表した産地表示に関する販売実態調査においても、同様の結果が示された。

本市においても学校給食に使用する冷凍アサリむき身を、熊本県産ということで契約していたが、このような事態を受けて当面使用を中止する事態となっており、今回のアサリの産地偽装問題は、農林水産物全体の信頼を大きく揺るがすだけでなく、全国の消費者に対する背信行為であり、極めて重大な問題である。

食品表示法に基づく「長いところルール」では、輸入アサリでも県内の蓄養期間の方が長ければ「熊本産」を名乗れることになっているが、アサリの生態から考えて、県内での蓄養期間が長いか短いかを大ききで判別できないことから、同ルールの対象からアサリを除外する必要がある。

熊本県では、産地偽装が疑われる事例の情報収集に取り組むとともに、熊本県産であることを確実に保証する仕組みを構築するまで出荷をしない「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」を行い、熊本県漁業協同組合連合会と連携し、この危機的状況の打破に向けて取り組んでいるとのことだが、国においても、アサリの産地偽装の根絶に向けて、抜本的な対策を講じる必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 小売店での販売状況だけでなく、全国的な流通経路を把握する調査を実施し、公表するとともに、違反事案については、監視体制の強化等に関係省庁が連携して取り組むこと。
- 2 アサリについては、他の魚類のように大ききで成育年数の判別が困難であることから、原産地表示に係る現行の「長いところルール」の適用対象から除外すること。
- 3 漁獲、流通、販売までの間における食品表示法による原産地表示の根拠となる書類の保存を義務化するなど、一貫して的確に把握できるよう

なトレーサビリティ制度を構築するとともに、トレーサビリティに取り組む事業者等への支援を行うこと。

令和4年3月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全担当)

} 宛